

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成21年3月27日
【会社名】 プラネックスコミュニケーションズ株式会社
(注) 当社は平成21年7月1日設立予定の新設会社であり、組織再編成対象会社であるプラネックスコミュニケーションズ株式会社(平成21年7月1日をもって商号を「プラネックスホールディング株式会社」に変更予定。以下、「新設分割会社」といいます)とは別会社であります。

【英訳名】 PLANEX COMMUNICATIONS INC.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久保田 克昭
【本店の所在の場所】 東京都渋谷区東三丁目16番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ビル2階
【電話番号】 03-5766-1332
【事務連絡者氏名】 プラネックスコミュニケーションズ株式会社
財務経理課長 佐藤 浩二
(注) 上記のプラネックスコミュニケーションズ株式会社は、新設分割会社であります。

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区東三丁目16番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ビル2階
【電話番号】 03-5766-1332
【事務連絡者氏名】 プラネックスコミュニケーションズ株式会社
財務経理課長 佐藤 浩二
(注) 上記のプラネックスコミュニケーションズ株式会社は、新設分割会社であります。

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】 912,042,534円
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、新設分割会社の平成20年12月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産額の見込額を記載しております。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年3月27日の新設分割会社定時株主総会において新設分割の件について承認されたことに伴い、平成21年3月11日付で提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

- 1【新株発行株式】
- 2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

- 1 組織再編成対象会社の株式買取請求権について

7【組織再編成に関する手続き（公開買付けに関する手続き）】

- 2 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程
- 3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に対して株式買取請求権を行使する方法

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新株発行株式】

(訂正前)

(注) 普通株式は、平成21年2月27日及び平成21年3月11日に開催されたプラネックスコミュニケーションズ株式会社（平成21年7月1日をもって商号をプラネックスホールディング株式会社に変更予定であり、以下「新設分割会社」という。）の取締役会決議及び平成21年3月27日開催予定の新設分割会社定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）の決議に基づき発行する予定であります。

(訂正後)

(注) 普通株式は、平成21年2月27日及び平成21年3月11日に開催されたプラネックスコミュニケーションズ株式会社（平成21年7月1日をもって商号をプラネックスホールディング株式会社に変更予定であり、以下「新設分割会社」という。）の取締役会決議及び平成21年3月27日開催の新設分割会社定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）の決議に基づき発行する予定であります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

(注) 1 本件新設分割は、新設分割会社が、平成21年3月27日開催予定の定時株主総会

による承認を条件に、平成21年7月1日（予定）を設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）として、新たに設立する提出会社（以下「提出会社」という。）に情報通信・ネットワーク製品関連事業を承継させるもの（以下「本新設分割」という。）であります。

(訂正後)

(注) 1 本件新設分割は、新設分割会社が、平成21年3月27日開催の定時株主総会

による承認を条件に、平成21年7月1日（予定）を設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）として、新たに設立する提出会社（以下「提出会社」という。）に情報通信・ネットワーク製品関連事業を承継させるもの（以下「本新設分割」という。）であります。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編（公開買付け）の概要】

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1 組織再編成対象会社の株式買取請求権について

(訂正前)

本新設分割に際して、新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の株式について、会社法806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、本定時株主総会に先立ち、本新設分割に反対する旨を新設分割会社に対し通知し、かつ、当該定時株主総会において本新設分割に反対する旨の議決権行使を行い、その上で、新設分割会社が、当該定時株主総会決議日（平成21年3月27日（予定））から2週間以内に行なう予定である会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行なう必要があります。

(訂正後)

本新設分割に際して、新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の株式について、会社法806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、本定時株主総会に先立ち、本新設分割に反対する旨を新設分割会社に対し通知し、かつ、当該定時株主総会において本新設分割に反対する旨の議決権行使を行い、その上で、新設分割会社が、当該定時株主総会決議日（平成21年3月27日）から2週間以内に行なう予定である会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行なう必要があります。

7【組織再編成に関する手続き（公開買付けに関する手続）】

2 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(訂正前)

新設分割会社の取締役会（持株会社制への意向方針の決定）平成21年2月27日
 新設分割会社の取締役会（本新設分割計画書の承認）平成21年3月11日
 新設分割会社の定時株主総会（新設分割計画の承認）平成21年3月27日（予定）
 分割効力発生日（提出会社の設立登記日）平成21年7月1日（予定）

（訂正後）

新設分割会社の取締役会（持株会社制への意向方針の決定）平成21年2月27日
 新設分割会社の取締役会（本新設分割計画書の承認）平成21年3月11日
 新設分割会社の定時株主総会（新設分割計画の承認）平成21年3月27日
 分割効力発生日（提出会社の設立登記日）平成21年7月1日（予定）

3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に対して株式買取請求権を行使する方法

（訂正前）

本新設分割に際して、新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の株式について、会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、本定時株主総会に先立ち、本新設分割に反対する旨を新設分割会社に対し通知し、かつ、当該定時株主総会において本新設分割に反対する旨の議決権行使を行い、その上で、新設分割会社が、当該定時株主総会決議日（平成21年3月27日（予定））から2週間以内に行う予定である会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新設分割会社は、会社並びにその子会社の役員、従業員等の関係者を対象に新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱いについては、本新設分割によって変更はありません。よって、当該新株予約権の新株予約権者は、本件分割に際して会社法第808条に定める新株予約権の買取請求権を行使することはできません。新設分割会社が現在発行している新株予約権付社債はありません。

（訂正後）

本新設分割に際して、新設分割会社の株主が、その有する新設分割会社の株式について、会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、本定時株主総会に先立ち、本新設分割に反対する旨を新設分割会社に対し通知し、かつ、当該定時株主総会において本新設分割に反対する旨の議決権行使を行い、その上で、新設分割会社が、当該定時株主総会決議日（平成21年3月27日）から2週間以内に行う予定である会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新設分割会社は、会社並びにその子会社の役員、従業員等の関係者を対象に新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱いについては、本新

設分割によって変更はありません。よって、当該新株予約権の新株予約権者は、本件分割に際して会社法第808条に定める新株予約権の買取請求権を行使することはできません。新設分割会社が現在発行している新株予約権付社債はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(訂正前)

- 平成21年2月27日 新設分割会社取締役会にて、本定時株主総会による承認を条件として、平成21年7月1日より新設分割の方法により持株会社制へ移行する方針を決議いたしました。
- 平成21年3月11日 前記方針に基づき、新設分割会社取締役会において本新設分割に係る新設分割計画を作成し、承認決議いたしました。
- 平成21年3月27日 本定時株主総会において本新設分割を実施することにつき決議する予定であります。
- 平成21年7月1日 本新設分割により提出会社を設立する予定であります。

(訂正後)

- 平成21年2月27日 新設分割会社取締役会にて、本定時株主総会による承認を条件として、平成21年7月1日より新設分割の方法により持株会社制へ移行する方針を決議いたしました。
- 平成21年3月11日 前記方針に基づき、新設分割会社取締役会において本新設分割に係る新設分割計画を作成し、承認決議いたしました。
- 平成21年3月27日 本定時株主総会において本新設分割を実施することにつき決議いたしました。
- 平成21年7月1日 本新設分割により提出会社を設立する予定であります。